

➤ 建築物環境配慮計画書等の提出・届出の流れ

特定（外）建築物を新築等をする方(特定(外)建築主)は、本市が定める様式に従って、以下の届出が必要になります。

- 建築物環境配慮計画書(工事着手予定日の 21 日前まで)
- 建築物環境配慮計画書の変更(変更の工事着手の 15 日前まで)
- 工事完了(速やかに)
- 工事の取り止め(速やかに)

